

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果：Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ-5. 収入未済（債権）管理について 2. 路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る過料処分について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①過料の徴収・管理について（報告書 P196） 【現状・問題点】 路上喫煙等・ポイ捨て防止に係る過料については、原則、当日納付を求めているが、当日納付が困難である者に対しては、納期限を 20 日後に設定した納付書を速やかに送付することとしている。納付書を送付しても納付しない者には督促状を送付するが、それでも納付しない者に対して、滞納処分等を行っていない。 【指摘】 督促状を送付しても納付がない者に対しては、滞納処分を行う必要がある（地方自治法 231 条の 3 第 3 項）。また、2,000 円の過料について滞納処分を行うことが不経済であるならば、議会の議決又は条例の規定に基づく放棄（地方自治法 96 条 1 項 10 号）を行うべきであり、これらによらずに債権を漫然と放置することは許されない。 2,000 円という金額の過料について、少額であり滞納処分に資さないとも考えられるが、少額であるからこそ滞納処分により回収できる可能性が高いともいえる。したがって、督促をしてもなお納付しない者については滞納処分を行うべきである。一方、平成 26 年度の未納件数 360 件のうち、179 件は公示送達による納付書の送付又は督促を行っており、住所不明であると考えられる。これらの者については、住民票を取得するなどして可能なかぎり所在調査を行い、それでもなお所在不明であり徴収が不可能である場合には速やかに放棄すべきである。 なお、所在不明者を増やさないためには、氏名・住所を身分証明書等により確認することに加え、その場で携帯電話番号を表示させる等により、個人を特定しうる情報の把握に努めるよう要望する。	所在不明の滞納者について所在調査を行った結果、住所不明であった者に対しては、順次執行停止を実施し、消滅時効完成後に不納欠損の手続きをとっている。 また、違反者で即時納付をしない者には、身分証明書等の確認に加え、その場で携帯電話に電話して携帯番号の確認を行うなど、新たな対策を取り入れた。 なお、滞納処分による債権回収については、事務手続きや他都市の状況を踏まえ、実施しないこととした。

